

神流町教育大綱

平成27年10月策定

令和2年5月改定

令和6年11月改定

【はじめに】

○策定の位置づけ

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、第3次神流町総合計画の基本構想に定める目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

○計画期間

この大綱は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

【基本構想】 ふるさとに愛着を持ち 心豊かな人材を育てるまち

歴史と文化を守り、町の「宝」である未来の地域を担う子どもの育成やふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな人材を育成するまちづくりを進めます。

【主要施策】

■学校教育の充実

①学校教育環境や施設の充実

学校教育施設の整備・改修を図るとともに、ボランティアによる学習支援や学校環境美化、地域人材によるキャリア教育の推進に努め、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の学習意欲の向上と健全な生活習慣の形成に取り組めます。また、新学習指導要領において求められる学習活動を実現できるよう、学校のICT環境の整備や教員のICT活用指導力の向上に努めます。

②学校教育内容の充実

学校生活と地域に根ざした特色ある授業の充実のため、連携型中高一貫教育の推進とともに万場高校の維持に関わる側面的支援を図り、自然環境・地域資源を活用した教育を推進します。また、少人数学級の特性を活かしたきめ細やかな支援・指導の充実に努めるとともに、近隣学校との交流学习により、社会性を育み視野を広げることのできる教育環境づくりに努めます。さらに、国際化に対応した英語助手確保や海外研修を引き続き支援します。また、ICTを活用した英会話レッスンを推進します。

③学校給食や学校保健の充実

学校給食による食育の推進及び給食費の無料化を継続し、地域食材の積極活用により、ふるさとへの理解や愛着を育みます。また、少人数学級の特性を活かしながら、児童生徒の心身・健康の変化を注視し、心身ともに健康な児童生徒の育成に努めます。

■生涯学習の推進

①生涯学習活動の推進

町民の誰もが参加しやすい生涯学習の場や新たな生涯学習の創出を奨励し、趣味や目的に対応した多様な学習機会の提供、豊かな心を育む人権教育の充実など、各種活動の支援に努めます。

②生涯学習推進体制の充実

生涯学習活動の推進を図るため、全町的な協力体制を推進し、生涯学習の機会や場所を提供する施設の利便性の向上に努めます。また、不足する人材にあっては、指導者やリーダーの育成を推進するとともに、町民の生涯学習に係る課題やニーズなどの意識調査を行い、生涯学習計画の策定を検討します。

■生涯スポーツの振興

①生涯スポーツの推進

子どもから大人まで生涯にわたって、運動やスポーツを楽しむ習慣づくりのため、スポーツ機会の充実を図るとともに、引き続き体育協会における各種団体の育成及び活動の支援をします。また、町民の体力向上や健康の保持増進のため、地域で身近なスポーツ環境づくりの充実を図り、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ情報の提供に努め、様々なスポーツへの参加機会の充実を図ります。

②生涯スポーツ施設の充実

スポーツ施設の現状と課題を踏まえ、総合的な利活用と維持管理・整備を計画的に推進します。また、町民の体力・健康の保持増進や町民の交流を支援するため、スポーツ施設、学校体育施設などの利活用を積極的に推進します。

■青少年の健全育成

①青少年育成環境と推進体制の整備

町民、学校、ボランティアや地域社会における組織としての教育力の強化に努め、青少年にとって望ましい環境整備と健全育成を推進する体制の充実を図ります。

②青少年育成事業の充実

青少年の健全育成のため、インターネット教育などの各種事業の充実と指導者の育成・確保に努め、SNSの普及を介した犯罪被害に遭遇する危険等に対する正しい知識の習得を推進します。

③青少年組織の充実と活動支援

子ども会や各種青少年団体の育成・強化に努めます。また、PTAが行う防犯パトロールなどを奨励し、地域全体での青少年の健全育成活動事業を推進します。

■歴史の保全と地域文化の振興

①文化財の保存

本町の文化財や天然記念物を継承するため、各種文化財の保存に努め、指定文化財にあつては、修復や保存などの所有者に対する支援を行います。

②文化財愛護思想の普及

本町の貴重な文化財や天然記念物を守り、次代に継承するため、町民の文化財への愛護思想の醸成と保存意識の啓発を図ります。また、町民の文化財への興味と関心を高めるため、案内板などの設置や広報活動を推進するとともに、学校教育や生涯学習での文化財を活かした学習を目指します。

③文化活動の支援と郷土芸能、伝承技術などの継承

各種文化活動の新たな取組と活性化に向け、文化協会や文化団体などの支援・育成に努めます。また、地域の伝承文化を保持・継承するとともに、自然や観光などと調和した地域づくりに努めます。さらに、そのための後継者の育成や人材の発掘を推進します。

④文化施設の充実

各種文化活動にあつては、公共施設等の有効利用を図り、文化財などの常設展示となる施設の充実に努めます。

■図書館の充実

①施設の充実

子どもから高齢者まで幅広い年代層に対応した、多目的図書館の運営を推進します。

②運営体制の見直しと改善

昼休みや夜間、休日など町民のニーズに合わせた運営体制の構築を目指し、利用者の利便性の向上に努めます。

③サポート体制の整備

幼児や児童に対する読み聞かせ、蔵書の貸出しや返却などの運営ボランティアによるサポート体制の確立を目指します。

■保育体制の充実

①保育の充実

保育所・学童保育所における保育時間の延長や0歳児からの受入れなど保育ニーズを的確に捉えた運営形態を維持し、保育料の無料化を継続します。さらに、一時的な保育にも対応するなど、柔軟な対応ができるよう体制づくりに努めます。